

第 55 号議案

豊後大野市個人情報保護条例の一部改正について

豊後大野市個人情報保護条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和 3 年 6 月 14 日 提出

豊後大野市長 川 野 文 敏

提案理由

デジタル庁設置法（令和 3 年法律第 36 号）による行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）の一部改正に伴い、規定を整備する必要があるので、この案を提出するものである。

豊後大野市個人情報保護条例の一部を改正する条例

豊後大野市個人情報保護条例（平成17年豊後大野市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第25条第4項中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

附 則

この条例は、令和3年9月1日から施行する。